平成２２年（フ）第３０５号
名古屋市西区中小田井２丁目400番地
債務者　長谷川孝行
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０５号
名古屋市瑞穂区瑞穂通６丁目24番地　高須ビル202号
債務者　坂本　光一
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０６号
名古屋市瑞穂区瑞穂通６丁目24番地　高須ビル202号
債務者　坂本秋子こと　ＹＯＧＵＩ　ＡＫＩＫＯ　ＲＥＧＩＮＡ　ＡＰＡＲＥＣＩＤＡ
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２７号
名古屋市南区豊田１丁目２番１号　アピテ氷室２Ｃ号
債務者　大前　洋文
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４号
愛知県碧南市石橋町３丁目101番地10
債務者　角谷　和成
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
愛知県名古屋市守山区小幡１丁目18番28号　ヴィラジュリア１－Ｃ号
債務者　水田　竜雄
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
愛知県岡崎市宇頭町字久屋名25－２　ディモーラ久屋名205、住民票上の住所愛知県岡崎市上里３丁目17番地４　ヴィラセレーナＡ－101
債務者　小牧美紀こと　金　　美紀
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
愛知県安城市二本木新町２丁目11番地７　ビラージュⅠ－202
債務者　田中　久恵
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝1267番地１　町営天神山団地２－202号
債務者　西田　圭子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１０号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝1267番地１　町営天神山団地２－202号
債務者　西田　正之
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第４７２号
福岡市早良区原３丁目18番15号
債務者　乙成美知代
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５０９号
福岡市博多区昭南町２丁目３番20号
債務者　中園　彰吾
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７５１号
福岡県糟屋郡志免町別府西３丁目２番20号
債務者　本田　一博
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７５２号
福岡県糟屋郡志免町別府西３丁目２番20号
債務者　本田　公子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７５３号
福岡県糟屋郡志免町別府西３丁目２番20号
債務者　本田　一守
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０２１号
福岡県春日市須玖北２丁目139番地秋枝ビル301号
債務者　野田とも代
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２０５号
福岡市城南区西片江２－26－７－201
債務者　伊豆　安正
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部